

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた 預金規定等の改定について

令和元年10月1日

当金庫は、金融庁より平成30年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年1月より、預金規定等を下記のとおり改定いたします。

この預金規定等にもとづいて、新規取引開始時におけるお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、すでにお取引のあるお客さまにおいても、再度各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

在留カードをお持ちのお客さまにつきましては、新規取引開始時に在留資格、在留期間等を確認させていただいておりますが、すでにお取引のあるお客さまにつきましても、在留資格、在留期間等を更新された場合は、新たな在留カードを確認させていただくことがあります。なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、ご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

改定後の規定等につきましては、お客さまとの新規取引に加え、すでにお取引のあるお客さまにも適用いたします。

1. 改定となる預金規定等

- ・当座勘定規定（一般用/専用約束手形口用/パーソナルチェック）
- ・定期性総合口座規定
- ・普通預金/普通預金（無利息型）/貯蓄預金/納税準備預金共通規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金等共通規定
- ・積立定期預金規定
- ・財産形成積立定期預金規定
- ・定期積金規定
- ・個人インターネットバンキング規定
- ・WEB-FB利用規定
- ・しんきんファーム/ホームバンキングサービス取扱規定
- ・キャッシュカード規定
- ・キャッシュカード（法人用）規定
- ・ICキャッシュカード規定（磁気ストライプ併用型）
- ・貸金庫規定
- ・自動貸金庫規定

2. 改定日

令和2年1月6日

3. 主な改定内容

普通預金/普通預金（無利息型）/貯蓄預金/納税準備預金共通規定【抜粋】

* 共通規定以外の規定においても同様の改定を行います。

● 「取引の制限等」条項の新設

第4条（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認資料や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

● 「解約等」条項の変更・追加（下線部が変更・追加箇所）

第5条（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当金庫に申出てください。
- (2) 省略
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引の全部または一部を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が「普通預金・普通預金（無利息型）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」第5条（譲渡、質入れ等の禁止）第1項に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第4条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に際し、虚偽であることが判明した場合
- ⑥第4条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

(4)～(6)省略

個人インターネットバンキング規定【抜粋】

*WEB-FB利用規定、しんきんファーム・ホームバンキングサービス取扱規定についても同様の改定を行います。

●「取引の制限等」条項の新設

第18条 取引の制限等

1. 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認資料や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、資金移動等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
2. 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により、届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、資金移動等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
3. 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、資金移動等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
4. 第1項から第3項に定めるいずれの制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項の変更・追加（下線部が変更・追加箇所）

第19条 解約等


1～3省略

4. サービスの強制解約

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- (1) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を支払わなかったとき
- (2) 住所変更の届出を怠るなどにより当金庫において契約者の所在が不明となったとき
- (3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
- (4) 相続の開始があったとき
- (5) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - i. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ii. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - iii. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - iv. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - v. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) お客様が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - i. 暴力的な要求行為
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - v. その他前各号に準ずる行為
- (7) 本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または、そのおそれがあると合理的に認められるとき
- (8) 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (9) 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第18条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に際し、虚偽であることが判明した場合
- (10) 第18条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- (11) 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

 [普通預金/普通預金（無利息型）/貯蓄預金/納税準備預金共通規定](#)